

認可外保育施設補助金、私立幼稚園補助事業、ひょうご多子世帯保育料軽減事業  
及び認定こども園等助成金の補正額の内訳について

子ども未来部保育事業課

## ● 認可外保育施設補助金

## 1 事業の概要

以下の事業を利用している保育を必要とする児童について、その利用料を無償化する。

認可外保育施設	合算して月額 37,000 円まで補助。 住民税非課税世帯の 0～2 歳児は、合算して月額 42,000 円まで補助。
認可保育所の一時預かり事業	
ファミリー・サポート・センター事業	
病児・病後児保育事業	
私立幼稚園の預かり保育	月額 11,300 円まで補助。 住民税非課税世帯の満 3 歳児は、月額 16,300 円まで補助。
認定こども園（教育認定）の預かり保育	月額 11,300 円まで補助。 住民税非課税世帯の満 3 歳児は、月額 16,300 円まで補助。

## 2 補正額内訳

- ・ 無償化の要件として認可保育所と同じ保育の必要性（月 64 時間以上の就労等）が示されていたことから、該当者は少数にとどまると見込んでいた。
- ・ 10 月からの対象者数及び 11 月の新規対象者数をもとに再度年間見込みを積算する。

## (認可外保育施設等)

## ① 補正前

月	人数	補助基準額	補助月数	補助金額
	120	37,000	6	26,640,000

## ② 補正後

月	人数	補助基準額	補助月数	補助金額
10	100	37,000	6	22,200,000
11	20	37,000	5	3,700,000
12	20	37,000	4	2,960,000
1	20	37,000	3	2,220,000
2	20	37,000	2	1,480,000
3	20	37,000	1	740,000
合計	200			33,300,000

## ③ 要求額 (②-①)

6,660,000

## (預かり保育)

## ① 補正前

月	人数	補助基準額	補助月数	補助金額
	200	11,300	6	13,560,000

## ② 補正後

月	人数	補助基準額	補助月数	補助金額
10	424	11,300	6	28,747,200
11	21	11,300	5	1,186,500
12	20	11,300	4	904,000
1	20	11,300	3	678,000
2	20	11,300	2	452,000
3	20	11,300	1	226,000
合計	525			32,193,700

## ③ 要求額 (②-①)

18,633,700

補正予算要求額 25,294,000 円

## ● 私立幼稚園補助事業

## 1 事業の概要

- ① (4月～9月) 世帯の所得に応じて補助金を交付することにより、私立幼稚園保育料の負担を軽減する(幼稚園就園奨励費補助金)。
- ② (10月～3月) 幼児教育の無償化を推進するために、世帯の所得に関わらず、月額25,700円を上限に補助を行う(施設等利用給付費)。

## 2 補正額内訳

- ・ 幼稚園就園奨励費について、交付決定の内容に基づいて事業費の精査を行う。
- ・ 施設等利用給付費について、補正前は5月1日の入園者数に年度途中入園や年度途中の市外からの転入を見込んで積算したが、12月1日時点の入園者数をもとに再度見込み額を積算する。

(4月～9月分)

① 補正前	1,435 人分	94,465,000 円
② 補正後	1,414	91,586,000
③ 要求額 (②-①)		-2,879,000

(10月分～3月分)

① 補正前	1,950 人分	300,690,000 円
② 補正後	1,850	285,270,000
③ 要求額 (②-①)		-15,420,000

補正予算要求額 △18,299,000 円

## ● ひょうご多子世帯保育料軽減事業

## 1 事業の概要

子育てに要する経済的負担を軽減し、子どもを生き育てやすい環境づくりを推進するために補助を行う。当初は第3子以降の児童が対象であったが、平成28年度から第2子以降に対象を拡大。さらに今年度10月から幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに第1子に対する軽減を実施する。

## 2 補正額内訳

第1子の対象は今年度より拡大した区分となっており、12月補正時にはシステム改修が終わっていなかったことから正確な数値を把握できなかったが、システム改修が完了し対象人数の精査をおこなった結果、第1子の対象者が予想以上に少なかったため減額する。

上段：補正前  
下段：補正後

区分内訳	施設区分	対象子ども数 (延人数)	市補助額 (年額)	一人当たり 補助単価 (月額)
			① 円	① 円
(1) 第1子	特定教育・保育施設	1,064	9,120,000	8,571
		310	2,976,000	9,600
(2) 第2子	特定教育・保育施設	1,767	10,647,000	6,025
		1,458	10,722,000	7,354
	施設型給付を受けない幼稚園	120	540,000	4,500
		228	1,026,000	4,500
(3) 第3子以降	特定教育・保育施設	748	5,258,500	7,030
		536	4,875,000	9,095
	施設型給付を受けない幼稚園	36	198,000	5,500
		60	330,000	5,500
合 計		3,735	25,763,500	6,898
		2,592	19,929,000	7,689
		△ 1,143	△ 5,834,500	791

補正予算要求額 △5,835,000 円

## ● 認定こども園等助成金

## 1 事業の概要

私立幼稚園、私立認定こども園（教育認定）において教育標準時間後に在園児を預かる事業（一時預かり事業（幼稚園型））及び小規模保育事業所の延長保育に対してその経費の一部を次のとおり助成する。

一時預かり事業	平日 児童1人当たり日額 400円 長期休業日（8時間未満） 400円 長期休業日（8時間以上） 800円 保育体制充実加算（令和元年度新設） 1か所当たり年額 1,446,200円
延長保育事業	30分延長実施 年額 300,000円 1時間延長実施 小規模保育 年額 1,192,000円 (昨年度は 1,045,000円) 認定こども園 年額 1,505,000円 (昨年度は 1,342,000円)

## 2 補正額内訳

- 一時預かり事業について、年間利用児童数を精査し、今年度から創設された加算金を計上し、積算する。
- 延長保育の箇所数の変更、1時間延長保育の補助単価の変更を反映し、当初は予定していなかった小規模保育クリア・サン（クリア・サン保育園開園までの代替施設）の延長保育補助を計上する。

(一時預かり事業)

## ① 補正前

利用児童数	年間延べ13,820人分	5,703,800
保育体制充実加算分		0
計		5,703,800

## ② 補正後

利用児童数	年間延べ20,020人分	8,464,600
保育体制充実加算分		1,446,200
計		9,910,800

## ③ 要求額（②－①）

4,207,000

(延長保育事業)

## ① 補正前

30分延長	3カ所	900,000
1時間延長	3カ所	3,135,000
計		4,035,000

## ② 補正後

30分延長	2カ所	600,000
1時間延長	4カ所	5,081,000
小規模事業 クリア・サン		300,000
計		5,981,000

## ③ 要求額（②－①）

1,946,000

補正予算要求額 6,153,000円